



緑地整備のしくみ

機構の緑地整備事業は、①産業公害の防止、②大気汚染による公害の防止、③地球温暖化対策の推進、④産業廃棄物の広域的な処理の推進等、環境対策の必要性から緑地整備を計画する地方公共団体からの申し込みによって実施されます。事業に要する資金は、地方公共団体からの頭金、国土交通省からの補助金、公害健康被害予防基金からの助成金（大気汚染対策緑地の場合）と、残りは財務省からの長期・低利の財政融資資金（長期・割賦で返済 平成14年度からは財政融資資金及び財投機関債）で構成されています。また、地方公共団体に対し割賦償還元利金（割賦金）について総務省から特別交付税が交付されます。なお、共同福利施設については、法律に基づく企業負担がありました。



緑地整備事業の種別

これまで行ってきた緑地整備事業は、その目的や用途によって4種類に分類されます。

● 共同福利施設 (緩衝緑地)

産業公害を防止するため、工場・事業場地域と住宅地との間に緩衝緑地を整備。併せて工場の従業員と地域住民等の福利となる施設を整備しています。

● 地球温暖化対策緑地

廃棄物の最終処分場の埋跡地等、有効な利用が望めない土地を、地球温暖化対策の推進のためCO₂の吸収源となる緑地（都市公園）として整備を行っています。

● 大気汚染対策緑地

旧公害健康被害補償法の第一種地域、NOx特別措置法の特定地域において、樹木等の大気汚染浄化能力に着目した緑地（都市公園）を整備しています。

● 産業廃棄物処理施設・一体緑地

産業廃棄物の広域処理を推進するため、一定規模以上の処理能力を有する最終処分場とともに周辺地域や跡地を緑地（都市公園）として整備しています。



環境を守り、緑をつなぐ 環境再生保全機構の 緑地整備

緑地整備事業

機構では、旧公害防止事業団・環境事業団の時代から40年以上にわたり、地方公共団体からの要請を受け、オーダーメイド方式で環境を守る緑地整備を進めてきました。

事業を開始した昭和41年度から平成18年度までに、全国42地区（68事業箇所）、総面積1,226ヘクタールの事業を実施しました。機構の緑地整備事業は、平成18年度をもってすべて終了しましたが、機構で実施した4事業を振り返り、その成果を紹介します。



各地区の整備事例

富士西公園 ● 静岡(富士)地区大気汚染対策緑地

北部側全景



富士市鷹岡・天間地区は、新東名高速道路の整備が予定されていたため、大気汚染の防止及び軽減と都市環境の改善・向上を図ることを目的に緑地を整備しました。富士山を背景としたゆるやかな斜面地と新東名高速道路の高架下区域で構成されている5.5ヘクタールの緑地で、平成10年度に事業に着手し、計画・設計段階から事業終了までの間、区長会等の地域の団体の長や事業者からなる事業懇話会を設置して地域住民の方々の意見を反映させながら事業を進め、平成18年度に完成させました。



北代緑地 ● 富山地区地球温暖化対策緑地

エントランス広場



2014年10月

富山市街地より北西へ4km程離れたところに位置し、一般家庭から排出されたゴミの焼却灰を主に処分した一般廃棄物最終処分場の跡地とその周辺地に整備しました。平成13年度に事業着手し、基本計画の段階から地域住民の意見を取り入れて、豊かな緑、自然観察園、草屋根の作業小屋などの環境にやさしい施設、大型木製遊具などがある健康の森、芝生広場などを整備し、平成16年度に5.9ヘクタールの緑地を完成させました。



西公園 ● 山形地区地球温暖化対策緑地

自然観察塔から見たどんぐりの森



2005年10月

2014年10月

山形市街地より西へ4km程離れたところに位置し、工場跡地の汚染土壌を処分した産業廃棄物最終処分場の跡地とその周辺地に整備しました。平成12年度に事業着手し、公園づくりに際しては市民の方々の積極的な参加を得て、「地球にやさしい環をはぐくむ公園」をテーマにし、温泉を活用した足湯や親水池の水の樹木散水利用など、資源循環の特徴のある公園となっており、平成16年度に15.6ヘクタールの緑地を完成させました。



東松江緑地 ● 和歌山地区(第3期)共同福利施設

和歌山下津港の臨海工業地帯において、硫酸化合物、降下ばいじん、騒音等による被害を防止するために、第1期(湊地区、松江地区)、第2期(西松江地区)に引き続き第3期事業として、工業地域と住居地域との間に緩衝緑地を整備したものです。平成12年度に事業着手し、地域住民の方々の意見を取り入れサクラの花見ができる芝生広場などを整備し、平成16年度に5.6ヘクタールの緑地を完成させました。

サクラの花見ができるみんなの原っぱ



2005年10月

2014年10月

